

## 練馬区立学校（園）のこれからの生活について

### 1 児童生徒の心のケア

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する不安だけでなく、生活リズムの変化から長期休業明けに不安定になる子供たちの傾向も踏まえ、子供たちの心の状況に寄り添った指導を行います。
- (2) 日常の指導、アンケート、面談、日記指導、作文指導等を通して児童生徒の悩みや不安を把握するよう努め、状況に応じて個別に支援を行います。
- (3) スクール・カウンセラー、心のふれあい相談員の勤務日を増やすこと等により、校内の相談体制を充実させ、悩みや不安について、養護教諭等も含め児童生徒がいつでも相談できる体制づくりを行います。
- (4) 練馬区教育相談、ねりま ホット アプリ（中学生対象）、都および国の相談窓口等校外の相談機関について児童生徒に周知します。

### 2 今後の行事等の予定

- (1) この度行った夏休み期間の短縮の他、都民の日や開校記念日の授業実施、9月以降も月2回程度の土曜授業を継続実施します。
- (2) 以下の行事を中止します。
  - ① 宿泊を伴う全ての行事
  - ② 連合図工展、生徒作品展、連合書写展を除く、全ての連合行事および合同行事
- (3) バスや電車を利用して行う遠足、社会科見学、校外学習等は、当面の間、行いません。徒歩による校外学習等は、十分な感染予防対策を講じて実施します。
- (4) その他、密な状況を生む行事や感染リスクが高まる活動を含む行事等は、縮減、延期または中止します。
- (5) 学校公開、道徳授業地区公開講座などの地域と連携して行う行事は、参加者のマスク着用、時間の制限、人数の制限、分散実施等の工夫により、密接・密集した状況を避けて実施できるものとしします。

- (6) 保護者会およびPTAの活動はマスクの着用、1メートル程度の身体的距離の確保など、感染予防対策を適切に講じた上で実施できるものとします。また、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催するなどの工夫を講じた上で実施します。
- (7) 避難訓練と関連させた集団下校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導します。
- (8) 児童生徒の学習成果を確実に見取って評価するため、今年度に限り通知表の発行を10月中旬と3月末の2回とします。発行日等の詳細については、各学校から通知いたします。

### **3 学校での感染予防対策**

#### (1) 日常的な感染予防対策の徹底

○児童生徒および教職員は手洗い、咳エチケット（マスク着用の励行）および毎日の検温を徹底します。なお、活動内容によっては、熱中症予防等のために、体育や部活動等の運動時にマスクを外して活動することもあります。

○登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者のお迎えを依頼するとともに、保健所への相談や病院の受診を促します。

○教室のドアや窓をできる限り常時、少なくとも休憩時間ごとに可能な限り二方向開放し、こまめな換気を行います。

○消毒作業は、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行う場合があります。この場合、清掃活動後の手洗いを徹底します。

○児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回、拭き掃除（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤で）を行います。

※アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は、原則、用務主事または教員等が行います。

#### (2) 教育活動上の対策

○各教育活動では、こまめな手洗いを励行し、可能な限り身体的距離を確保するなど、感染リスクの低減に努めます。

- 行事や集会・朝会等については、規模の縮小や放送機器を活用するなどの工夫をします。
- 授業では、身体的距離の確保やマスク等を着用する等の感染予防に配慮しながら、グループや少人数での話し合い・教え合いなどの活動を実施していきます。
- 体育では、基本的な技能や体カトレーニングを行うことを原則としますが、身体接触を伴わない工夫や身体的距離を確保する工夫、運動時の発声の制限等の対策を講じた上でゲームやスポーツを実施していきます。
- 感染予防対策を講じてもなお感染の可能性の高い一部の実技指導（音楽等における児童生徒が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、身体接触を伴う活動、家庭科等における調理実習等）は、実施しません。
- 給食時は、児童生徒が向き合って食べることがないようにします。
- 休憩時間にトイレ、手洗い場等で密な状況をつくらぬよう指導や見守りをを行います。
- 部活動は、「練馬区立中学校部活動再開のガイドライン」に基づき実施します。
- 欠席連絡には電話を利用し、ノート等による複数の人物を介する連絡を行いません。

#### 4 登校（園）の判断

- (1) 児童生徒等、本人に風邪症状がある場合はもちろん、その同居家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、学校への登校を見合わせるようご協力をお願いします。その場合の出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への不安により、お子様を休ませたい場合には、学校にご相談ください。地域で感染者が増えている、親族等に基礎疾患のある方がいる等、「保護者がお子様を欠席させる必要があると考えるに合理的な理由がある」と校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないよう柔軟な対応を行います。

## 5 感染者等が発生した際の対応

- (1) 児童生徒等に陽性者が判明した場合、当該児童生徒の学校内での活動の状況等を踏まえて、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合は、保健所の指導に基づき、学級単位、学年単位または学校全体の臨時休業を必要な日数実施します。なお、濃厚接触者がいない等の場合は臨時休業を行わないこともあります。
- (2) この場合、当該校は、感染者の発生および今後の対応を全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知します。また、当該児童生徒の活動範囲に応じた消毒を教職員および教育委員会等が実施します。
- (3) 当該児童生徒については、治癒（医師の判断）するまでの間、出席停止となります。
- (4) 濃厚接触者は、当該児童生徒との最終接触日の翌日から起算して14日間、出席停止となります。
- (5) 教職員が感染者となった場合も同様の対応となります。
- (6) 臨時休業（感染者および濃厚接触者等も含む）により出席できない児童生徒に対しては、学校が学習課題を配布したり、電話連絡をしたりして、学習支援と心のケアを行います。

## 6 ご家庭へのお願い

以下の点について、ご家庭でお子様にご指導ください。

- (1) 毎朝検温をしましょう。（ご家庭の皆様もご協力ください。）
- (2) 発熱等の風邪の症状がみられるときには無理をせずに自宅で休養しましょう。
- (3) 学校（園）への登校（登園）には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持っていきましょう。
- (4) 下校後や学校が休みの日にも、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けましょう。
- (5) 気温や状況に応じて、適宜マスクを外して活動するなど熱中症にも気を付けましょう。なお、マスクを外す場合には、互いの距離を保つなどの感染防止対策を行いましょう。